松本市告示第４６７号

松本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年９月３０日

松本市長　臥雲　義尚

松本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成２５年２月２７日付け総行政第２９号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）に基づく先進的かつ持続可能な事業に取り組む者に対し、予算の範囲内で松本市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和３７年規則第１６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国要綱第１０条第１項の規定により市長が交付決定を受けたものであって、補助対象事業の実施に必要な１人以上の従業員を新たに市内で雇用することを計画しているものとする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　法人格を有し、市内に店舗、工場、事業所、事務所等を有し、又は設けようとする者であること。

⑵　市税の滞納がないこと。

⑶　法人の構成員が、松本市暴力団排除条例（平成２４年条例第３号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要綱第５条に規定する経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象者が金融機関等から受ける融資額（以下「融資額」という。）及び補助対象者の自己資金等の合計額を補助対象経費から差し引いた額とし、３，０００万円（融資額が補助金の額の２倍以上３倍未満の額である場合にあっては４，０００万円、３倍以上４倍未満の額である場合にあっては５，０００万円、４倍以上の額である場合にあっては５，５００万円）を上限とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（計画協議）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ松本市地域経済循環創造事業補助金計画協議書（様式第１号。以下「計画協議書」という。）に次に掲げる書類を添

えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。
⑴　国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書（以下「実施計画書」という。）
⑵　実施計画書Ⅰ収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
⑶　工程表その他の事業完了までのスケジュールが分かる資料
⑷　納税証明書（市内に事業所等を有する場合は除く。）
⑸　その他市長が必要と認める書類

（計画協議の審査）

第７条　市長は、前条の計画協議書の提出があったときは、その内容を審査し、事業内容の適否を決定したときは、松本市地域経済循環創造事業補助金計画協議結果通知書（様式第２号）により、補助対象者に通知するものとする。

（委員会の設置等）

第８条　前条の規定による計画協議の審査をするため、松本市地域経済循環創造事業補助金計画協議審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
⑴　産業振興部長
⑵　総合戦略室次長
⑶　財政課長
⑷　商工課長
⑸　補助対象事業内容に関係する事務事業を所管する部課の長等及び関係職員

３　委員会に委員長及び副委員長１名を置き、委員長は産業振興部長をもってこれに充て、副委員長は商工課長をもってこれに充てる。

４　委員会の計画協議に係る審査基準は、市長が別に定める。

５　委員会の庶務は、産業振興部商工課において処理する。

（交付申請）

第９条　規則第３条に規定する申請は、松本市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第３号。以下「交付申請書」という。）によるものとし、別に市長が定める日までに提出しなければならない。この場合において、当該補助対象事業の実施が複数年度にわたるときは、各年度ごとに交付申請書を提出しなければならない。

２　申請者は、前項の規定による申請をするに当たり、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（変更申請等）

第１０条　補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、松本市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書（様式第４号）

を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

⑴　実施計画書Ⅱ初期投資計画書中補助対象経費区分ごとの金額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額が変わらない場合であって、補助対象経費の総額の１０パーセント以内の額を補助対象経費区分間で流用するときは、この限りでない。

⑵　実施計画書Ⅱ初期投資計画書中資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。

⑶　補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア　補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業を実施する交付決定者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ　目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

⑷　補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

⑸　補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

⑹　補助対象事業の事業期間が２会計年度にわたる場合で、単年度交付補助金額を減額するとき。

（事前着手）

第１１条　補助対象者は、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に補助対象事業に着手する必要がある場合は、松本市地域経済循環創造事業補助金事前着手承認届出書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の事前着手を承認したときは、松本市地域経済循環創造事業補助金事前着手承認通知書（様式第６号）により補助対象者へ通知するものとする。

（実績報告）

第１２条　規則第１２条の規定による実績報告は、松本市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第７号）によるものとし、補助対象事業を実施した各年度において、当該年度の末日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　事業完了報告書

⑵　補助対象事業に係る収支決算書

⑶　補助対象事業に係る契約書、請求書、領収書、納品書等補助対象経費の支出状況が分かる書類の写し

⑷　補助事業の完了の状況が確認できるように撮影した写真

⑸　融資を受けた金融機関からの融資決定通知等融資金額を確認できる書類の写し

⑹　その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第１３条　交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、松本市地域経済循環創造事業補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出するものとする。

２　交付決定者は、概算払により補助金の請求をしようとするときは、松本市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書（様式第９号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第１４条　市長は、交付決定者から補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があったとき又

は交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

⑴　関係法令、国要綱若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。

⑵　補助金を補助対象事業以外の事業に使用したとき。

⑶　補助対象事業に関して、不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

⑷　交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（補助金の経理）

第１５条　交付決定者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（財産の管理）

第１６条　交付決定者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第１７条　交付決定者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）第８条に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊しをしようとするときは、あらかじめ松本市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第１０号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項に規定する承認を受けた交付決定者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により交付決定者に収入があると認めるときは、当該収入の全部又は一部を交付決定者に納付させることができる。

（補則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年１０月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）松本市長

所 在 地
事業者名
代表者名

松本市地域経済循環創造事業補助金計画協議書

　　年度　松本市地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、松本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第６条の規定により、次の関係書類を添えて協議します。

関係書類

⑴　国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書（別記様式第１号－１及び別記様式第１号－２）
⑵　実施計画書Ⅰ収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
⑶　工程表その他の事業完了までのスケジュールが分かる資料
⑷　納税証明書（市内に事業所等を有する場合は除く。）
⑸　その他市長が必要と認める書類

【税情報の閲覧に関する同意欄（市内に事業所等を有する場合に限る。）】
当該補助金の協議に当たり、市が法人に関する税情報を閲覧することに同意します。

所 在 地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

※　法人の法務局登録印を押印してください。

様式第２号（第７条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

所 在 地
事業者名
代表者名　　様

松本市長

松本市地域経済循環創造事業補助金計画協議結果通知書

年　　月　　日付けで提出のあった松本市地域経済循環創造事業補助金計画協議書について、審査を行った結果、（承認・不承認）と決定しましたので、松本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第７条の規定により、通知します。

理由

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）松本市長

所 在 地
事業者名
代表者名

松本市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（　年度）

松本市地域経済循環創造事業補助金（　年度）の交付を受けたいので、松本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　事業の目的　　地域経済循環創造事業補助金に係る事業

２　交　付　額　　金　　円

３　補助対象事業の開始（予定）日　　年　　月　　日

４　補助対象事業の完了（予定）日　　年　　月　　日

様式第４号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）松本市長

所 在 地
事業者名
代表者名

松本市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書

　　年　　月　　日付け指令第　号で交付決定を受けた松本市地域経済循環創造事業補助金について、その申請内容を変更したく、松本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更内容（該当するものに✔を付すこと。）
- □　実施計画書Ⅱ初期投資計画書中補助対象経費区分ごとの金額の変更
- □　実施計画書Ⅱ初期投資計画書中資金区分のうち、融資額等の減額
- □　補助対象事業の内容の変更
- □　補助対象事業の全部又は一部の承継
- □　補助対象事業の全部若しくは一部の中止又は廃止
- □　（補助対象事業の事業期間が２会計年度にわたる場合）単年度交付補助金額の減額

２　変更理由

３　添付書類
　変更する内容を証する書類

様式第５号（第１１条関係）

松本市地域経済循環創造事業補助金事前着手承認届出書

年　　月　　日

（宛先）松本市長

所 在 地
事業者名
代表者名

年度において、下記の理由により、補助金交付決定前に着手したいので、松本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により届け出ます。

記

１　事前着手の理由

２　補助事業の名称
（国の補助事業名称：　　）

３　補助事業の目的

４　補助事業の内容

５　着手予定年月日

６　完了予定年月日

様式第６号（第１１条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

松本市長

松本市地域経済循環創造事業補助金事前着手承認通知書

年　　月　　日付けで届出のあった　　年度松本市地域経済循環創造事業については、下記の条件を付して届出のとおり着手することを承認します。

記

条　件

１　当該事業の全部又は一部が補助の対象とならなかった場合において、異議の申立てはしないこと。

２　関係法令、規則等を遵守すること。

様式第７号（第１２条関係）

年　　月　　日

（宛先）松本市長

所 在 地
事業所名
代表者名

松本市地域経済循環創造事業補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け　　指令第　　号により交付決定された松本市地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業について、完了したので、松本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１２条第１項の規定により、別紙のとおり報告します。

（添付書類）
・事業完了報告書
・補助対象事業に係る収支決算書
・補助対象事業に係る契約書、請求書、領収書、納品書等補助対象経費の支出状況が分かる書類の写し
・補助事業の完了の状況が確認できるように撮影した写真
・融資を受けた金融機関からの融資決定通知等融資金額を確認できる書類の写し
・その他市長が必要と認める書類

様式第８号（第１３条関係）

年　　月　　日

（宛先）松本市長

所 在 地
事業所名
代表者名

松本市地域経済循環創造事業補助金交付請求書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で確定通知があった松本市地域経済循環創造事業補助金の交付を、下記のとおり請求します。

記

交付請求額　　金　　円

振込先口座名		
金融機関名		
口座種類		
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

様式第９号（第１３条関係）

年　　月　　日

（宛先）松本市長

所 在 地
事業所名
代表者名

松本市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書

年　　月　　日付け　　指令第　　号により交付決定された松本市地域経済循環創造事業補助金について、松本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１３条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額　　金　　円

振込先口座名		
金融機関名		
口座種類		
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

様式第１０号（第１７条関係）

年　　月　　日

（宛先）松本市長

所 在 地
事業所名
代表者名

松本市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

標記について、松本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１７条第１項の規定により、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請します。

記

１　補助対象事業の名称

２　総事業費

３　補助対象経費

４　処分する施設又は設備の名称

５　処分内容

６　処分する理由

備考　１　処分する施設又は設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。

２　処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること